許可番号　　第７０１３６号

薬局開設許可証

氏　　名　株式会社ファルコファーマシーズ
（法人にあっては，名称）

薬　局　の　名　称　ファルコ薬局　北山駅前店

薬　局　の　所　在　地　京都市左京区下鴨狗子田町３番地４　１階

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律第４条第１項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

京都市指令保医医第２７８号
令　和　２　年　６　月　４　日

京都市長之印
医療衛生企画課
専　用

京　都　市　長　　門　川　　大　作

有　効　期　間　　令和２年８月１日 から
令和８年７月３１日 まで

施設番号：1299

ファルコ薬局北山駅前店
管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬局
開設者	株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役　阿部　治
薬局の名称 許可番号・許可年月日 所在地・有効期間	薬局開設許可証（別掲）を参照
管理薬剤師氏名	澤 弦矢
勤務する薬剤師 （担当業務）	澤　　弦矢（保管、陳列、販売、情報提供、相談） 今井　英子（保管、陳列、販売、情報提供、相談） 上治　愛味（保管、陳列、販売、情報提供、相談） 佐分利　敬（保管、陳列、販売、情報提供、相談）
勤務する登録販売者 （担当業務）	―
取り扱う 一般用医薬品等の区分	薬局医薬品・要指導医薬品・指定濫用防止医薬品 第一類医薬品・指定第二類医薬品 第二類医薬品・第三類医薬品
当薬局勤務者の 区別について	薬剤師：名札に名字及び「薬剤師」と記載 登録販売者：－ その他の勤務者：名札に名字を記載
営業時間	月～水・金…9時～19時30分 木・土曜日…9時～13時
営業時間外の相談対応	夜間・休日も対応
相談時・緊急時の連絡先	075-708-5080 （夜間転送）

取り扱い可能な公費医療負担

- 生活保護法に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定（結核医療）
- 戦傷病者特別援護法に基づく指定
- 母子保健法に基づく指定
- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 障害者自立支援法に基づく指定（精神通院医療）
- 障害者自立支援法に基づく指定（育成医療・更生医療）
- 労働者災害補償保険法に基づく指定（労災医療）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定（未熟児指定養育）
- 肝炎治療特別促進事業に係る医療費助成制度

2023年5月作成

FALCO

当薬局では調剤基本料１を算定しています。
当薬局では連携強化加算を算定しています。
当薬局では地域支援・医薬品供給対応体制加算１を算定しています。
当薬局では健康相談を行っています。

以下、当局の設備・機能・処方せん応需にあたって提供するサービスの概要です

1. 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。

2. 当薬局は、895 品目の医療用医薬品を備蓄しています。

3. 当薬局は、全国のどこの保険医療機関の処方せんでも、調剤致します。
   生活保護法、障害者自立支援法、労働者災害補償保険法等の各種公費負担医療も対応しています。

4. 当薬局は、患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
   そのために、処方せん受付時にお薬手帳をお預かり致します。お薬手帳をお持ちで無い場合は、体質・アレルギー・副作用歴、他医療機関等で処方された医薬品・服薬状況等をお伺いしますのでご協力ください。相互作用等の有害事象防止に役立つお薬手帳をご希望の方は、お申し出下さい。

5. 当薬局は、後発医薬品の調剤を積極的に行っています。

6. 当薬局は、医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問して、薬学的管理及び服薬指導等を行います。

7. 当薬局は、時間外・休日・夜間の処方せん調剤問い合わせに応じます。
   問い合わせ先：ＴＥＬ　０７５－７０８－５０８０
   尚、平日は１９：００以降、土曜日は１３：００以降に処方せんを受付した場合は、夜間・休日等加算４０点（１点１０円：保険の負担割合により金額が異なります）が加算されます。
   また、営業時間外に緊急な求めで調剤した場合には、調剤報酬点数に基づいた時間外加算等の加算がされます。

8. 当薬局は、調剤とお薬にかかわる情報の問い合わせに応じます。
   問い合わせ先：　所在地　〒606-0834　京都市左京区下鴨狗子田町３番地４　１階
   ＴＥＬ　０７５－７０８－５０８０
   ＦＡＸ　０７５－７０８－５０８１
   E-mail　fph.kitayamaekimae@falco.co.jp

9. 当薬局は、患者様からいただいた情報を医療・調剤の目的以外には使用致しません。

お薬情報内容

ア．一般名　イ．剤型　ウ．規格　工．製剤の特徴　オ．緊急安全性情報、安全性速報
カ．医薬品・医療機器等安全性情報　キ．医薬品・医療機器等の回収情報

〔開局時間〕　月・火・水・金　9:00～19:30
木・土　9:00～13:00
（日・祝日休業）

ファルコ薬局　北山駅前店
FALCO

薬局ご利用の皆様へ



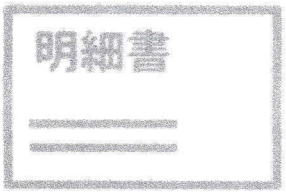
処方せんの有効期限は発行日を含めて**4日以内**です

有効期限を過ぎると薬局では受け付けできなくなり、
医療機関での再発行が必要です。



保険証のご提示をお願い致します

初めてご来局の方・転職・異動などで保険証が
変わられた方はご提示をお願いします



個別の調剤報酬の算定項目の分かる**明細書**をお渡ししています

当薬局では、調剤の透明化や患者様への情報提供を
積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に
個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で
発行いたします。
明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨
お申し出下さい。

2023年5月作成

FALCO

患者様の個人情報保護について

当薬局では、患者様に安全かつ適切にお薬を使用していただくために、**患者様の氏名、ご住所、ご連絡先**のほか、**生年月日**や体質、生活習慣などをご確認させていただいております。
私どもは、患者様からご提供いただいたこれらの個人情報を大切なものであると認識し、
以下の通り慎重に管理およびお取り扱いいたします。

- ☑ 個人の人格尊重の理念のもと、個人情報保護法および薬事法ほか、関連法令・規定等を遵守します。
- ☑ 患者様の個人情報は、お薬に関する安全確保や個々の患者様に応じた情報提供のために収集しているものであり、この目的の範囲を超えて取り扱うことはありません。
- ☑ 個人情報を秘密保持し、お薬の処方に関連して必要となる医療機関への照会や保険請求業務、法的義務を伴う行政機関等への報告以外には、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ☑ 個人情報の安全管理に努め、漏えいや滅失、改ざん、不正アクセスなどを防止する措置をとっています。

詳細につきましては、薬局スタッフに
当社「個人情報保護方針」をお申し付けください

2023年5月作成

FALCO

当薬局のサービスについて

当薬局では調剤管理料を算定して います。

患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、
医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、
患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。
必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

当薬局では服薬管理指導料を算定しています。

患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤による
アレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、
服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
そのために、処方せん受付時にお薬手帳をお預かり致します。
お薬手帳をお持ちで無い場合は、体質・アレルギー・副作用歴、他医療機関等で処方された医薬品・服薬状況等を
お伺いしますのでご協力ください。相互作用等の有害事象防止に役立つお薬手帳をご希望の方は、
お申し出下さい。

当薬局では医療情報取得加算を算定しています。

当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し、薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。

医療情報取得加算・・・12ヶ月に1回　1点

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

FALCO

個人情報保護方針

当社は、「人々の健康を支え、いい人生を提供すること」をミッションに事業活動を行っております。事業継続にあたり、個人情報を保護することは企業の社会的責任と捉え、個人の人格尊重の理念の下、慎重に取り扱われるべきものと深く認識しております。当社は、下記の方針を制定し、個人情報保護に努めてまいります。

個人情報の取得、利用及び提供

当社は、個人情報の利用目的を事業活動の範囲内で明確に定め、適切に取得、利用、提供いたします。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

法令及び関係規範の遵守

当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止及び是正

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止及び是正するため、合理的な安全管理措置を講じます。

苦情及び相談への対応

当社は、取り扱う個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の請求及び苦情に関する窓口を設置して対応いたします。

個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、個人情報保護マネジメントシステムを運営するにあたり、管理する責任者を定め、継続的に見直しを行い改善いたします。

個人情報保護方針に関するお問い合わせ先

〒606-8357 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3
株式会社ファルコファーマシーズ
TEL 075-746-5018
（受付 月～金　9:00～17:30となっております。祝日は除く）

平成24年4月1日制定
令和5年6月19日改訂

株式会社ファルコファーマシーズ
代表取締役社長　阿部　治

株式会社 ファルコファーマシーズ

夜間・休日等加算について

下記の時間帯に薬局で
処方せんを受け付けた場合、
一部負担金が高くなることがあります

日曜日及び祝日 12月29日、30日、31日 1月2日及び3日は休日として取り扱います	
平日	午後7時～午前0時 午前0時～午前8時
土曜日	午後1時～午前0時 午前0時～午前8時

患者様にはご負担をお掛けしますが
ご理解の程よろしくお願いいたします

2023年5月作成

FALCO

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。
在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。(医師の了解と指示が必要です。)

[医療保険のみお持ちの方]	[介護保険をお持ちの方]
在宅患者訪問薬剤管理指導	**居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導**
・同じ建物内で療養中の方が 1名のみ 650点／回 ・同じ建物内でに療養中の方が 2～9名 320点／回 10名以上 290点／回 自己負担率により金額が変わります。 麻薬の必要な場合は100円が加算されます。 月4回まで訪問可能です。	・在宅で療養中の方 518点/回 ・老人ホーム等で療養中の方 2～9名 379点/回 10名以上 342点/回 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。
点数は全て1点＝10円です。計算例)10点＝100円 (3割負担の方は30円、2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です。)	

ファルコ薬局　北山駅前店
管理薬剤師:澤　弦矢
京都府知事指定介護保険事務所　第2640602211号

[営業日・営業時間]
平日月～水・金:
9時～19時30分
木・土曜:9時～13時
日曜・祝日:休み

[所在地]
京都市左京区狗子田町
3番地4　1階
[連絡先]
TEL:075-708-5080
FAX:075-708-5081

FALCO

お薬の販売方法について

分類と外箱表示		陳列方法	情報提供と相談への対応
要指導医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの		販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	**薬剤師**が書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います
一般用医薬品	**第一類医薬品** 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	
	第二類医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く） ※**指定第二類医薬品**は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。 『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください	第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します	**薬剤師**または**登録販売者**が適正な使用のため必要な情報提供に努めます
	第三類医薬品 第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します	
指定濫用防止医薬品 濫用した場合に中枢神経系の興奮もしくは抑制又は幻覚を生ずる恐れがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚労大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品		販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における保健衛生上の危害の発生の恐れがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等で健康被害を受けられた方を救済する公的な制度があります
独立行政法人医薬品医療機器総合機構　0120-149-931

苦情相談窓口

京都府薬剤師会　075-551-0376
京都府薬務課　075-414-4792

FALCO

更新日：2026.05.01

指定濫用防止医薬品の販売について

以下8成分は、濫用により中枢神経系への影響や幻覚を生じるおそれがあるため、厚生労働省令で定められた特別の注意が必要な医薬品です。
販売時には確認事項が発生しますので、ご了承ください。

【対象】（全て外用剤を除く）
- **エフェドリン**
- **コデイン**
- **ジヒドロコデイン**
- **ジフェンヒドラミン**
- **デキストロメトルファン**
- **プソイドエフェドリン**
- **メチルエフェドリン**
- **ブロムワレリル尿素（ブロモバレリル尿素）**

を成分として含有する医薬品

（令和8年厚生労働省告示第32号）

購入時に確認・説明を行います

1. 販売時、**年齢の確認** をいたします。
2. 18歳未満の方は合わせて **氏名の確認** を実施し、
   必要に応じて身分証の確認をいたします。

   18歳未満の方には **小容量・1箱のみの販売となります。**
3. 18歳以上の方も、複数購入時は理由を確認します。
4. 適正な使用が困難と判断した場合、**販売を行いません。**

ご使用にあたって、ご不明な点やご懸念がある場合については、お気軽に薬剤師又は登録販売者までご相談ください。

FALCO

更新日：2026.05.01

ジェネリック医薬品の利用促進にご協力をお願いします

[安心・信頼]

• 国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は国の厳しい審査をクリアしたものだけが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

• 低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。
医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

[未来のために]

• 医療費を有効活用

個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。
その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

• 医療保険制度を次の世代に引き継ぐ

少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、
子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

2023年5月作成

FALCO

バイオ医薬品をお使いの皆様へ

効果や安全性はそのままで経済的負担を軽減する

バイオシミラー

というお薬があります

[バイオシミラー(バイオ後継品)とは？]

- ジェネリック医薬品と同じように、先行バイオ医薬品の特許が切れた後にほかの製薬会社から発売されるお薬です
- 先行バイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性および有効性が様々な試験により確認されています
- 先行バイオ医薬品よりも低価格なため、患者さんの医療費負担の軽減が期待されます。

[バイオシミラーが使われている病気の例]

がん・クローン病・潰瘍性大腸炎・関節リウマチ・乾癬
低身長症・糖尿病・腎性貧血・骨粗しょう症など
・詳しくは医師または薬剤師にお尋ねください

当薬局はバイオシミラーの調剤を積極的に行っております

2026年5月作成

FALCO

2026年度　調剤報酬点数一覧表

全般事項				
点数について	領収証、明細書に明記されている項目毎の点数は、1点を10円で計算します。			
バイオ後続品	バイオテクノロジー応用医薬品（先行バイオ医薬品）と同等／同質の品質、安全性及び有効性を有する医薬品です。			
後発医薬品	先発医薬品の特許期間が切れた後、発売される先発医薬品と同成分の医薬品です。			
調剤	医薬品を処方箋通りに揃える行為です。			
リフィル処方箋	症状が安定している患者さんについて、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用（3回まで）できる処方箋です。			
調剤技術料				
調剤基本料 （処方箋受付1回につき）	調剤基本料1		47点	保険薬局で調剤する場合の基本点数です。
	調剤基本料2		30点	
	調剤基本料3	イ	25点	
		ロ	20点	
		ハ	37点	
	特別調剤基本料	A	5点	
		B	3点	
複数の保険医療機関から交付された処方箋を同時にまとめて受け付けた場合 （当該処方箋のうち、一の処方箋について受付1回につき所定点数の100分の100に相当する点数により算定し、他の処方箋について受付1回につき算定）			所定点数の 100分の80	
(1) 妥結率が50%以下 (2) 妥結率、取引に係る状況並びに流通改善に係る取組状況の未報告 (3) かかりつけ機能に係る業務を1年間未実施の場合（1月に600回以下の薬局は除く）((1)、(2)、(3)のいずれかに該当する薬局は、処方箋受付1回につき調剤基本料の算定）			所定点数の 100分の50	
分割調剤（長期保存の困難性等）（1分割調剤につき（2回目以降））			5点	医薬品の保存が困難な場合等の理由によって、複数回に分けて調剤することです。
分割調剤（後発医薬品の試用時）（1分割調剤につき（2回目の調剤に限り））			5点	先発医薬品を後発医薬品に変更調剤する場合に、後発医薬品を試しに服用するため数日分を調剤することです。
地域支援・医薬品供給対応体制加算 （処方箋受付1回につき）	イ 地域支援・医薬品供給対応体制加算1		27点	医薬品の安定供給体制を確保し、後発医薬品の使用率が一定以上の実績がある薬局に対して加算される点数です。
	ロ 地域支援・医薬品供給対応体制加算2		59点	加算1の体制を整備した上で、夜間・休日対応等の地域支援の実績を前提とし、一定時間以上の開局や医薬品の備蓄品目数に加え、薬学的管理・指導や薬物療法の安全性向上のための事例報告や副作用報告体制の整備がされ、地域支援に積極的に貢献するための一定の体制を整えている薬局に対して加算される点数です。
	ハ 地域支援・医薬品供給対応体制加算3		67点	
	ニ 地域支援・医薬品供給対応体制加算4		37点	
	ホ 地域支援・医薬品供給対応体制加算5		59点	
	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の 100分の10	
連携強化加算			5点	災害や新興感染症の発生時等における医薬品供給や衛生管理に係る対応など、地域において必要な役割を果たすことができる体制を整備している場合に加算される点数です。
バイオ後続品調剤体制加算			50点	バイオ後続品（インスリン製剤を除く。）を調剤した場合に加算される点数です。
	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の 100分の10	
後発医薬品減算	(1) 後発医薬品の規格単位数量の割合が50%以下 (2) 後発医薬品の規格単位数量の割合の定期報告が未実施の場合 (1)X2)のいずれかに該当の場合（処方箋の受付回数が1月に600回以下の薬局は除く等）		5点減算	
在宅薬学総合体制加算1			30点	緊急時等の開局時間以外に在宅業務に対応できる体制等を整備している場合に加算される点数です。
	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の 100分の10	
在宅薬学総合体制加算2	イ 単一建物診療患者又は単一建物居住者が1人の場合		100点	加算1の体制を整備した上で、在宅患者さんへの高度な薬学管理・指導体制及び十分な実績があり、医療用麻薬の備蓄や無菌製剤処理又は小児在宅医療に対応することができる体制を整備している場合に加算される点数です。
	ロ イ以外の場合		50点	
	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の 100分の10	
電子的調剤情報連携体制整備加算 （月1回に限り）			8点	オンライン資格確認により取得した患者さんの診療・薬剤情報を調剤に活用できる体制を有し、マイナ保険証の利用率について一定の実績があり、電子処方箋などにも対応できる体制を有し、調剤したすべての調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録している場合に加算される点数です。
門前薬局等立地依存減算			15点減算	特定の医療機関からの集中率が一定以上超えてた薬局で、都市部で病院や他薬局と密集した立地にある薬局、または、医療機関と同一の敷地内または建物内に所在する薬局は、調剤基本料が減算されます。（既存薬局は除く）
薬剤調製料				
内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く）（1剤につき、3剤分まで）			24点	薬剤師が医薬品を処方箋通りに揃える行為の点数です。処方箋に記載されている医薬品の種類（内服薬・注射薬・外用薬等）、日数、剤形（散剤、液剤）等によって、計算方法が定められています。
屯服薬（剤数にかかわらず）			21点	
浸煎薬（1調剤につき、3調剤まで）			190点	
湯薬 （1調剤につき、3調剤まで）	イ 7日分以下の場合		190点	
	8日分以上28日分以下の場合			
	ロ	(1)7日目以下の部分	190点	
		(2)8日目以上の部分（上記点数＋1日分につき）	10点	
	ハ 29日分以上の場合		400点	
注射薬（調剤数にかかわらず）			26点	
外用薬（1調剤につき、3調剤まで）			10点	
内服用滴剤（1調剤につき）			10点	
無菌製剤処理加算 （注射薬のみ）（1日につき）	イ 中心静脈栄養法用輸液	15歳未満の小児の場合を除く	69点	注射薬を無菌環境で調剤した場合に加算される点数です。
		15歳未満の小児の場合	237点	
	ロ 抗悪性腫瘍剤	15歳未満の小児の場合を除く	79点	
		15歳未満の小児の場合	147点	
	ハ 麻薬	15歳未満の小児の場合を除く	69点	
		15歳未満の小児の場合	137点	
麻薬を調剤した場合（1調剤につき）			70点	麻薬が含まれている場合に加算される点数です。
向精神薬を調剤した場合（1調剤につき）			8点	向精神薬等の医薬品が含まれている場合に加算される点数です。
覚醒剤原料を調剤した場合（1調剤につき）			8点	
毒薬を調剤した場合（1調剤につき）			8点	
時間外加算・特例（基礎額※）			100%加算	深夜、休日を除いた薬局の開局時間以外の時間帯又は夜間の救急医療対応において調剤した場合に加算される点数です。
休日加算（基礎額※）			140%加算	深夜を除いた休日において調剤した場合に加算される点数です。日曜日及び祝日、年末年始（1月2日、3日、12月29日、30日、及び31日）は休日として扱う。
深夜加算（午後10時～午前6時）（基礎額※）			200%加算	開局時間以外の深夜（午後10時～午前6時）において調剤した場合に加算される点数です。
夜間・休日等加算（処方箋受付1回につき）			40点	休日又は深夜であって、開局時間の時間帯で、午後7時（土曜日は午後1時）から午前8時までの間（深夜及び休日を除く）において調剤した場合に加算される点数です。
自家製剤加算	予製又は錠剤を分割する場合		所定点数の 100分の20	医師の指示に基づき、容易に服用できるよう特殊な工夫で調剤した場合に加算される点数です。（安定剤、溶解補助剤、懸濁剤等必要と認められる添加剤の使用、ろ過、加温、滅菌等）
	イ 内服薬及び屯服薬	(1) 錠剤等の内服薬(7日分につき)	20点	
		(2) 錠剤等の屯服薬(1調剤につき)	90点	
		(3) 液剤(1調剤につき)	45点	
	ロ 外用薬	(1) 軟・硬膏剤、パップ剤、坐剤等(1調剤につき)	90点	
		(2) 点眼剤、点鼻・点耳剤等(1調剤につき)	75点	
		(3) 液剤(1調剤につき)	45点	
計量混合調剤加算	予製剤		所定点数の 100分の20	2種類以上の薬剤（液剤、散剤もしくは顆粒剤又は軟・硬膏剤）を計量し、混合して内服薬もしくは屯服薬又は外用薬を調剤した場合に加算される点数です。
	イ 液剤(1調剤につき)		35点	
	ロ 散剤、顆粒剤(1調剤につき)		45点	
	ハ 軟・硬膏剤(1調剤につき)		80点	

薬学管理料

調剤管理料 (処方箋受付1回につき)	内服薬(1剤につき、3剤まで) 1 イ 長期処方(28日分以上)の場合	60点	患者さん又はそのご家族からの聞き取り、情報収集をしたうえで、処方内容の薬学的分析、調剤設計等と、薬歴の管理等を行った場合の点数です。
	ロ イ以外(27日分以下)の場合	10点	
	2 1以外の場合	10点	
調剤時残薬調整加算	イ 在宅患者の処方前に変更提案し反映された場合	50点	残薬が確認された患者さんにおいて、処方医の指示の下に、残薬の調整のために7日分以上相当の調剤日数の変更を行った場合に加算される点数です。 ただし、6日分以下相当の調剤日数変更でも薬剤師による理由記載により算定可能です。
	ロ 在宅患者について調剤日数の変更を行った場合 (イの場合を除く)	50点	
	ハ かかりつけ薬剤師による調剤日数の変更が行われた場合(イ及びロの場合を除く)	50点	
	ニ イからハまで以外の場合	30点	
薬学的有害事象等防止加算	イ 在宅患者の処方前に変更提案し反映された場合	50点	薬剤服用歴、電子処方箋管理サービス等の仕組みを用いた重複投薬の確認等を行い、処方医に対する照会の結果、処方に変更が行われた場合に加算される点数です。
	ロ 在宅患者について調剤日数の変更を行った場合 (イの場合を除く)	50点	
	ハ かかりつけ薬剤師による調剤日数の変更が行われた場合(イ及びロの場合を除く)	50点	
	ニ イからハまで以外の場合	30点	
服薬管理指導料	1 原則3月以内に処方箋を持参した患者(処方箋受付1回につき) (手帳を提示しない患者は2により算定) イ かかりつけ薬剤師が行った場合	45点	患者さんに処方された医薬品の名称、形状、用法用量、効能効果、副作用、後発医薬品等の情報を提供し、患者さんの服薬状況、残薬状況、後発医薬品の意向等を記録した上で、今後の継続的な薬学管理及び医薬品の適正使用のために必要な服薬指導を行った場合の点数です。また、重複投薬、相互作用を確認し、お薬手帳等で情報を提供しています。 かかりつけ薬剤師フォローアップ加算:かかりつけ薬剤師が次回来局までの間に電話等で服薬状況や残薬を継続的に確認し、必要な指導等を行った場合に加算される点数です。 かかりつけ薬剤師訪問加算:かかりつけ薬剤師が患者さん宅を訪問し、服薬管理の指導や残薬の整理を行い、その内容を医療機関へ情報提供した場合に加算される点数です。
	かかりつけ薬剤師フォローアップ加算 (3月に1回に限り)	50点	
	かかりつけ薬剤師訪問加算(6月に1回に限り)	230点	
	ロ イ以外の場合	45点	
	2 1以外の患者に対して行った場合(処方箋受付1回につき) イ かかりつけ薬剤師が行った場合	59点	
	かかりつけ薬剤師フォローアップ加算 (3月に1回に限り)	50点	
	かかりつけ薬剤師訪問加算(6月に1回に限り)	230点	
	ロ イ以外の場合	59点	
	3 介護老人福祉施設等に入所している患者 (処方箋受付1回につき(月4回に限り))	45点	
	4 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合 原則3月以内に処方箋を持参した患者(手帳を提示イ しない患者は、4のニを算定)、介護老人福祉施設等の患者 (処方箋受付1回につき)	45点	
	在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して行った場合(ハの場合を除く) (患者1人につき) ロ (在宅患者訪問薬剤管理指導料と合わせて月4回 (末期悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回)に限り算定)	59点	
	ロのうち、患者の状態の急変等に伴い行った場合 (患者1人につき) ハ (在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料と合わせて月4回(末期悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回)に限り算定)	59点	
	イからハまでに該当せず、以下のいずれかに該当する患者(処方箋受付1回につき) ニ (イ)初めて処方箋を提出した患者 (ロ)3月を超えて再度処方箋を提出した患者 (ハ)3月以内に再度処方箋を提出した患者であって、手帳を提示していないもの	59点	
麻薬管理指導加算		22点	麻薬の服用に関して、服薬状況、残薬状況、保管状況、効果、副作用の有無等を継続的に確認し、適切な取扱い方法などの説明をした場合に加算される点数です。
特定薬剤管理指導加算1	イ 新たに処方された場合	10点	特に安全管理が必要な医薬品に関して体調の変化等を確認し、必要な説明をした場合に加算される点数です。 (副作用の初期症状等を確認し適切な服薬指導をすることによって、重篤な副作用を未然に防ぐのに役立ちます。)
	ロ 保険薬剤師が必要と判断し指導を行った場合	5点	
特定薬剤管理指導加算2(月1回まで)		100点	連携充実加算を届け出た保険医療機関で抗悪性腫瘍剤を注射された患者さんに、保険薬局で患者さんのレジメン(治療内容)の情報を活用し、副作用対策の説明や支持療法に係る薬剤の服薬指導等を実施するとともに、調剤後に電話等により服薬状況、抗悪性腫瘍剤の副作用の有無を確認し、その内容を文書等により医療機関に情報提供した場合に加算される点数です。
特定薬剤管理指導加算3 (当該品目に関して、初回処方時1回に限り)	イ 安全性に関する情報提供を行った場合	5点	医薬品リスク管理計画に基づく指導や患者さんが医薬品を選択するために、長期収載品の選定療養費制度や医薬品の供給、バイオ後続品の品質、有効性、安全性等について説明を行った場合に加算される点数です。
	ロ 医薬品の選択等に関する説明を行った場合	10点	
乳幼児服薬指導加算(6歳未満)		12点	6歳未満の乳幼児が安全、容易に服用できるように説明した場合に加算される点数です。説明した要点をお薬手帳にも記載します。
小児特定加算		350点	医療的ケア児(児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児)である患者さん又はそのご家族等に必要な薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
吸入薬指導加算(6月に1回に限り)		30点	喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者さんに、医師の求めなどに応じて吸入薬の使用方法について、文書での説明に加え、練習用吸入器等を用いた実技指導又はインフルエンザウイルス感染症の患者さんに、薬剤師による看視の下吸入を行い、その指導内容を処方医に情報提供した場合に加算される点数です。
服薬管理指導料(特例)	適切な手帳の活用実績(処方箋受付1回につき)	13点	適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局が算定する点数です。
外来服薬支援料	1 (月1回まで)	185点	服薬管理が困難な患者さん又はご家族等の要望や医師の指示により、持参された服薬中の医薬品を一包化等にて整理した場合や、患者さん又はご家族等が保険薬局に持参した服用薬の整理等の服薬管理を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合の点数です。
	2 イ 42日分以下の場合 (投与日数が7日又はその端数を増すごとに)	34点	多種類の薬剤を投与されている患者さん又は自ら被包を開いて薬剤を服用することが困難な患者さんに対して、処方医に治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性の了解を得た上で、2剤以上の内服薬又は1剤で3種類以上の内服薬の服用時点ごとの一包化及び必要な服薬指導を行い、かつ、患者さんの服薬管理を支援した場合に当該内服薬の投与日数に応じて算定される点数です。
	ロ 43日分以上の場合	240点	
	施設連携加算(月1回に限り)	50点	介護老人福祉施設等の職員と協働して、服薬管理の支援や指導を行った場合に加算される点数です。
服用薬剤調整支援料	1 (月1回まで)	125点	6種類以上の内服薬を服用している患者さんに薬剤師が文書を用いて処方医へ提案し2種類以上減少した場合の点数です。(屯服薬、服用4週間以内の内服薬を除く)
	2 (同一の患者に対して6月に1回に限り、かかりつけ薬剤師1人につき月4回まで) [適用日]2027年6月1日	1,000点	複数の保健医療機関から、6種類以上の内服薬を服用している患者さんで、患者さん又はそのご家族等の求めに応じ、必要な研修を修了したかかりつけ薬剤師が服用中の薬剤の調整を必要と認めた場合に、必要な評価等を実施した上で、処方医に対して、当該調整について文書を用いて提案した場合の点数です。
調剤後薬剤管理指導料(月1回に限り)	1 糖尿病患者に対して行った場合	60点	地域支援・医薬品供給対応体制加算の2から5の届出をしている保険薬局が、医療機関と連携してインスリン等の糖尿病治療薬や慢性心不全に関する治療薬の適正使用の観点から、医師の求めなどに応じて、調剤後も副作用の有無の確認や服薬指導等を行い、その結果を処方医に情報提供した場合に加算される点数です。
	2 慢性心不全患者に対して行った場合		

薬学管理料			
在宅患者訪問薬剤管理指導料（服薬管理指導料の4のロと合わせて月4回（末期悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養は週2回かつ月8回）まで）	1 単一建物診療患者が1人の場合	650点	通院が困難な在宅で療養を行っている患者さんを訪問又は情報通信機器を用いて、薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況、薬剤管理、残薬の有無の確認等の薬学的管理指導を行った場合の点数です。 （建物に居住している患者さんを訪問する人数によって指導料は変わります。） （1～3及び服薬管理指導料の4のロと合わせて保険薬剤師1人につき週40回まで）
	2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	320点	
	3 1及び2以外の場合	290点	
麻薬管理指導加算（1回につき）		100点	麻薬の服用に関して、服薬状況や効果、副作用の有無等を継続的に確認し適切な取扱い方法を説明、処方医に情報提供した場合に加算される点数です。
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算（1回につき（訪問時））		250点	在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者さん又はご家族等に対して、投与及び保管の状況、副作用の有無等について確認し、在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
乳幼児加算（6歳未満）（1回につき）		100点	6歳未満の乳幼児が安全、容易に服用できるように説明した場合に加算される点数です。
小児特定加算（1回につき）		450点	医療的ケア児（児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児）である患者さん又はそのご家族等に必要な薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
在宅中心静脈栄養法加算（1回につき（訪問時））		150点	在宅中心静脈栄養法を行っている患者さんに対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（1及び2並びに服薬管理指導料の4のハを合わせて月4回（末期悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者は原則として月8回）まで）	1 計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うものの場合	500点	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴い、緊急に麻薬等のお薬を患者さん宅に届けて必要な医薬品に関する説明をした場合の点数です。又、新興感染症等の患者さんに対して、薬剤師が訪問して必要な薬学的管理及び指導を実施し、薬剤を交付した場合にも算定される点数です。
	イ 夜間訪問加算	400点	午前8時前と午後6時以降であって深夜を除く時間帯において調剤した場合に加算される点数です。 ※休日訪問加算に該当となる休日を除く
	ロ 休日訪問加算	600点	日曜日及び祝日、年末年始（1月2日、3日、12月29日、30日、及び31日は休日として扱う）において調剤した場合に加算される点数です。※深夜に該当する場合には深夜訪問加算が該当となる
	ハ 深夜訪問加算	1，000点	午後10時～午前6時（深夜）までの時間帯において調剤した場合に加算される点数です。
	2 1以外の場合	200点	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患以外の急変に伴い、緊急に麻薬等のお薬を患者さん宅に届けて必要な医薬品に関する説明をした場合の点数です。
麻薬管理指導加算（1回につき）		100点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『麻薬管理指導加算』と同様
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算（1回につき（訪問時））		250点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算』と同様
乳幼児加算（6歳未満）（1回につき）		100点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『乳幼児加算』と同様
小児特定加算（1回につき）		450点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『小児特定加算』と同様
在宅中心静脈栄養法加算（1回につき（訪問時））		150点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『在宅中心静脈栄養法加算』と同様
在宅患者緊急時等共同指導料	（月2回まで）	700点	訪問薬剤管理指導を実施している患者さんの状態の変化や診療方針の変更等により、医師等と共同で患者さん宅にてカンファレンスに参加して必要な医薬品に関する説明をした場合の点数です。
麻薬管理指導加算（1回につき）		100点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『麻薬管理指導加算』と同様
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算（1回につき）		250点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算』と同様
乳幼児加算（6歳未満）（1回につき）		100点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『乳幼児加算』と同様
小児特定加算（1回につき）		450点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『小児特定加算』と同様
在宅中心静脈栄養法加算（1回につき）		150点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『在宅中心静脈栄養法加算』と同様
退院時共同指導料	（入院中1回（がん末期患者等は2回）まで）	600点	入院患者さんの退院後の在宅での療養上必要な医薬品に関する事項を、入院医療機関の医師等と共同で説明（ビデオ通話含む）し、文書により情報提供をした場合の点数です。
服薬情報等提供料	1 保険医療機関の求めがあった場合（月1回まで）	30点	診療を受けた医師の求めに応じ、患者さんの同意の上、薬剤の使用が適切に行われるよう調剤後も患者さんの服用薬の情報等について把握し、情報提供、指導等を行い、その情報を医師に文書で提供した場合の点数です。
	2 薬剤師がその必要性を認めた場合（月1回まで） イ 保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合 ロ リフィル処方箋による調剤後、処方医に必要な情報を文書により提供した場合 ハ 介護支援専門員に必要な情報を文書により提供した場合	20点	患者さんやそのご家族等からの求めに応じ、又は薬剤師がその必要を認めた場合に患者さんの同意の上、薬剤の使用が適切に行われるよう調剤後も患者さんの服用薬の情報等について把握し、情報提供、指導等を行い、その情報を医師に文書で提供した場合の点数です。
	3 入院前の患者に係る保険医療機関の求めがあり、持参薬を整理、情報提供を行った場合（3月に1回）	50点	入院を予定されている患者さんにおいて入院医療機関からの求めがあり、患者さんの同意を得た上で、患者さんの服用薬の情報等について一元的に把握し、必要に応じて服用薬の整理を行うとともに、入院医療機関に必要な情報を文書により提供した場合の点数です。
経管投薬支援料（初回に限り）		100点	胃瘻若しくは腸瘻による経管投薬又は経鼻経管投薬を行っている患者さんやそのご家族等の要望や医師の指示により、簡易懸濁法による薬剤の服用に関して必要な支援を行った場合の点数です。
在宅移行初期管理料	（在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定した初回算定日の属する月に1回に限り）	230点	退院直後等に患家を訪問し、様々な職種の方と連携し、今後のお薬の管理や服薬指導のために服薬状況の確認や薬剤の管理などについて必要な指導を行った場合の点数です。
訪問薬剤管理医師同時指導料（6月に1回に限り）		150点	保険薬剤師が訪問診療を実施している保険医療機関の保険医と同時に訪問を行うとともに、薬学的管理及び指導を行った場合の点数です。（単一建物診療患者が1名の場合）
複数名薬剤管理指導訪問料		300点	行動面での運動実養等がみられ医師が複数名訪問の必要性があると認める患者さんに対して、保険薬剤師が薬剤管理指導のために同時に複数名（薬剤師以外の者を含む。）で患者さん宅に訪問する場合の点数です。 （単一建物診療患者が1名の場合）
薬剤料	医薬品の料金です。この料金は定期的に見直される公定価格です。		
使用薬剤料	使用薬剤の薬価が薬剤調製料の所定単位につき15円以下の場合	1点	
	使用薬剤の薬価が薬剤調製料の所定単位につき15円を超える場合の加算	10円又はその端数を増すごとに1点	
	特別調剤基本料A及びBを算定する薬局において、1処方につき7種類以上内服薬の調剤を行った場合	所定点数の100分の90	
特定保険医療材料料	この料金は、保険で認められている医療材料の料金です。この料金は定期的に見直される公定価格です。		
特定保険医療材料		材料価格を10円で除して得た点数	
その他			
調剤ベースアップ評価料（処方箋の受付1回につき）		4点	当該保険薬局において勤務する職員の賃金の改善を図る体制を評価する点数です。2027年6月以降は、所定点数の100分の200に相当する点数を算定
調剤物価対応料（3月に1回に限り）		1点	医薬品や調剤に必要な物品の物価高騰に対応し、安定した調剤体制を維持することを評価する点数です。2027年6月以降は、所定点数の100分の200に相当する点数を算定

※ 基礎額とは調剤基本料（加減算含む）、薬剤調製料、無菌製剤処理加算、調剤管理料の合計額。
麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合の加算、自家製剤加算、計量混合調剤加算、調剤時残薬調整加算及び薬学的有害事象等防止加算は基礎額に含みません。
明細書に記載されている項目の内容や点数です。 ご不明な点は、薬剤師にお問い合わせください。

ファルコ薬局 北山駅前店